

平成5年2月22日

社団法人日本損害保険協会
損害調査部殿

協同組合日本接骨師会
会長 登山



傷害保険通院保険金取扱いにあたり
柔道整復治療の差別扱い禁止の要望

要望の趣旨

傷害保険通院保険金取扱いにあたり、柔道整復治療を受けたことを理由に、医師の治療を受けた場合は10割、柔道整復師の治療を受けた場合は7割とする保険者があります。これは柔道整復師への偏見や誤解の因となるおそれがありますので、速かに関係各位に改善方の措置を要望致します。

要望の理由

標記の件については、既に以前より適宜関係各位への注意と理解を要望し、理解を賜っているところですが、最近、未だに同様な事件が繰り返し発生しています。そこで改めて本件について関係各位に周知徹底方を図っていただきたくお願い申し上げます。